

平成25年度（2013年度）NGO・外務省定期協議会

「第2回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成25年度（2013年度）NGO・外務省定期協議会
「第2回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成25年12月9日（月）14:00～16:00

場 所：外務省南893会議室

1. 開会挨拶

2. 協議事項

- (1) 国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取り組み強化
- (2) ODAによるナイジェリア、ニジェール・デルタ地域への支援のあり方について
- (3) サヘル地域に位置するマリ共和国および周辺地域の平和構築に貢献する我が国の行動体制の検討

3. 報告事項

- (1) ProSAVANAに関して
- (2) ポスト2015年開発アジェンダに関する最新情報共有
- (3) 女性・平和・安全保障に関する行動計画策定への市民参加の進捗状況

4. 質問事項 その他

5. 閉会挨拶

○川口 皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。時間ですので、今年度 NGO・外務省定期協議会第 2 回「ODA 政策協議会」を始めさせていただきます。

本日は、私、外務省民間援助連携室首席事務官の川口と「環境・持続社会」研究センターの田辺さんとで司会を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） よろしくお祈いします。

○川口 本日は、お手元の議事次第のとおり、協議事項、報告事項それぞれ 3 件が予定されており、所要時間は 2 時間を予定しております。

最初に、3 点注意事項を申し上げます。

第 1 に、本日の会議の議事録は、逐語にて外務省のホームページに掲載されることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

第 2 に、特に質疑応答のときですけれども、発言者は最初に所属と氏名をお願いいたします。

第 3 に、時間を有効に使えるよう、発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

それでは、開会挨拶に移りたいと思います。和田 NGO 担当大使、よろしくお願いいたします。

○和田（充） 皆さん、こんにちは。

本日は、木原外務大臣政務官が出席を予定しておりましたが、昨晚、政務官本人から、急な公務が入って大変残念ながら出席できなくなった。NGO の皆様にはくれぐれもよろしくお伝えいただきたい、という旨の連絡がございました。

ということで、大変残念でございますけれども、大臣政務官にかわりまして、私のほうから冒頭一言御挨拶を申し上げます。

本日の協議会では、保健、女性、アフリカにおける我が国の ODA 政策や平和構築、ポスト 2015 開発アジェンダ等、議題が盛りだくさんであります。本協議会が、ODA 政策に対する NGO の皆様方の御意見を伺うとともに、外務省の政策につき御説明をし、議論を行う貴重な場として定着していることを、NGO 担当大使を務めている私といたしましても、大変喜ばしく思っておるところでございます。

外務省としては、このような場を今後とも大切にしていきたいと考えておりまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の協議会の冒頭に、私から 2 点御報告をいたします。

1 点目は、先週 3 日に行われました NGO・外務省定期協議会第 2 回連携推進委員会での議論についてであります。NGO と ODA の連携に関する中期計画の検討が始まり、既に第 1 回タスクフォース会合も行われました。その報告が NGO・外務省双方から行われたところでございます。今後、十分な議論を行い、充実した中期計画を策定していきたいと思っておりますので、この点についても NGO の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それから、2点目でございますけれども、来年度予算要求についてでございます。

現在、外務省は予算要求の作業を政府部内でいろいろ議論しているところでございますけれども、外務省といたしましては、国際協力を行っていく上で不可欠なパートナーである NGO の活動を一層後押ししていく方針でございます。来年度予算要求においては、NGO 連携無償資金協力予算を本年度の 60 億円から増額要求をしているところでございます。大変厳しい財政事情の中で、政府部内のいろいろな議論も大変難しい状況になっておりますが、外務省といたしましては、予算の獲得に向けて最大限努めていく考えでございますので、この点についても皆様方の御支援をいただければと思っております。

最後に、目下のフィリピンにおける台風被害に対する支援におきましても、迅速かつきめ細かい、現地ニーズにしっかりと対応された NGO の皆様方の御活躍には、目を見張るものがあると考えております。NGO の皆様の御活躍に対し、この場をおかりして改めて敬意と謝意を表したいと存じます。

本日の協議会での議論が、ODA のより効果的な実施はもちろん、外務省と NGO の双方のさらなる信頼関係強化へとつながることを期待いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川口 和田大使、どうもありがとうございます。

それでは、早速ですが、協議事項に移ります。田辺さん、お願いいたします。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 協議事項の1番目といたしまして「国際保健外交戦略」の推進の一環としての「女性の保健医療分野への取り組み強化」ということで、石山さんと田中さんからお願いいたします。

●石山（アジア砒素ネットワーク） よろしくお願いいたします。アジア砒素ネットワークの石山と申します。

「『国際保健外交戦略』の一環としての『女性の保健医療分野の取り組み強化』について」お話しさせていただきます。

日本政府は、2013年5月にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を核とする「国際保健外交戦略」を策定しました。同分野で活動する NGO として、ミレニアム開発目標では不十分であった国内格差、とりわけジェンダー格差是正への取り組みが強化されることを歓迎しています。

他方で、女性を含めた脆弱層が医療サービスを受ける際に障壁となるジェンダーや年齢、階層などによる不平等をどのように克服するか、また、利用者自身の健康行動を促進するための働きかけをどうするかについて、明らかにされていません。本日は、これについて協議させていただければと思います。

私たちの考えを説明します資料を4点用意しておりますので、お手元に御用意してお聞きいただければと思います。

まず、資料1をごらんいただければと思います。

UHC の達成には、制度構築とエンパワーメントという2つのアプローチが必要と考えま

す。制度構築は相手国政府への働きかけであり、エンパワーメントは利用者と利用者の最も近くで働く末端のサービスプロバイダーへの働きかけです。近年の保健課題は、従来重点が置かれてきた母子保健と感染症に、がん、糖尿病、慢性肺疾患、循環器病などを含む非感染性疾患 (NCD) が加わり、疾病負荷は多様化しています。NCD までカバーしなければ、生涯を通じた健康の維持は達成できません。NCD は贅沢病と考えられがちでなのですが、生活習慣と環境とに深く結びついており、ヘルスリテラシーが低い、または居住空間や労働環境を選択できない脆弱層により大きなリスクがかかっていることを、私たちの調査で確認しております。

NCD に見られるジェンダー格差を簡単に説明いたします。資料 2 もあわせて御参照ください。一つ目は、性別役割分業や行動規範などの社会的制約、具体的には、予防行動がとりにくい、運動不足になりやすい、生活時間をみずから決定しづらいなど女性のリスクをより高めている点です。WHO は出産や経口避妊薬などの使用が女性の NCD リスクを高めていることをその機関誌の中で言及しています。二つ目は、女性が罹患した場合に、世帯内で十分な医療費が配分されにくく、男性に比べて質の高い保健医療サービスを受けることが困難である点です。三つ目が、NCD によって介護が必要になった世帯員の介護負担が、女性の労働負荷を高めている点です。

次に、バングラデシュを例にしました現状課題を説明したものが、資料 3 になります。

この概略図では、UHC 達成に関係する政府機関を示しています。保健セクターとともに予防啓発に参加する・参加できる機関、疾病の原因ともなる社会脆弱性の克服に関係する機関、利用者の福祉的支援にかかわる機関、各サービスを調整する地方行政機関などのかかわりが不可欠です。これらの機関に関連した主な課題を説明します。

一つ目の課題は、母子保健、感染症に関しては、プライマリーヘルスケアの提供機関が多層的に整備されているが、新しい課題である NCD の予防、早期発見には活用できていない点です。また家族計画局と保健局の連携が悪く、母子保健と絡めて NCD 対策を進める際の障壁となり得ます。

二つ目の課題は、コミュニティーレベルの問題が中央に報告されていないことです。NCD についていうと、保健省の中にも農村部、女性、貧困層には NCD のリスクは影響がないと考えている人が多い。実際は、女性を含む脆弱層の有症率は低くないという私たちの調査の結果があります。疾病からの貧困が原因で、家族が退学や早期結婚など犠牲になることが多いが、必要な人に福祉的サービスが提供されない、調整されないということです。

三つ目の課題は、政府医療機関の医療サービスの限界です。がんの病理検査も地方ではできない状況です。富裕層は民間医療機関を活用し、首都や外国で治療を受けています。家庭内でも、受診する医療機関に格差があります。プライマリーヘルスの拠点から総合病院へのリファールシステムはありますが、その後の医療と保健機関の連携、フォローアップができません。患者自身の病気への重大性の認識不足、あるいは経済的理由から、医療的管理下からドロップアウトし、慢性疾患を悪化させてしまうケースを散見します。

これに対して AAN が行っている NCD 対策の活動を説明したものが、資料の 4 枚目になります。制度構築と並行して、利用者のエンパワーメント、保健サービスの質とアクセスの向上、行政調整機能能力の強化の 3 つのステップが必要と考えます。順に説明します。

一つ目のステップの利用者側のエンパワーメントですが、みずからが予防行動を学び、取り入れ、疾病リスクと負荷を軽減する。新しい課題である NCD への取り組みですので、NCD に関心を持つ利用者グループを結成して、地域に適した NCD リスク予防のアプローチの確立を目指しています。合わせて、政府機関に対して利用者側が必要なサービスを要請する力。これはタイミングですとか書類作成能力ということになりますが、そういった力をつけていくことが重要です。更に、女性を含む脆弱層が確実に予防行動を取り入れ、万一病気になったら適切な医療サービスにかかり、医療管理下からドロップアウトしないよう周辺が配慮をすることも重要です。脆弱層がみずからの課題を克服できるよう周りから支援するという働きかけが必要かと思えます。

二つ目のステップの保健サービスの質とアクセスの向上支援ですが、保健ワーカー、家族計画局のワーカーと協力をし、従来の活動に NCD のサービスを追加していくことです。具体的には、NCD の予防啓発、利用者グループとの連携で実施する住民検診を通じた早期発見。適切なリファerral と継続的な管理。地域医療の連携の強化。情報提供、サービス供給、システムの整備が済んでも取り残される人がいるということを認識し、その人たちへのアプローチの重要性を共有し、解決策を考えていくということが必要かと思えます。こういった末端のワーカーの倫理観の醸成も重要だと考えます。

三つ目のステップの行政の調整機能の能力強化の支援ですが、利用者、脆弱層の福祉的サービス。疾病の原因ともなる環境問題の解決のためのサービス。こういった調整能力です。具体的にいきますと、安全な水の供給ですとか、肺疾患の原因ともなるようなかまど、あるいは公害の防止のようなことも含まれます。開発サービスを調整する場というのはバングラデシュもあるのですが、福祉サービスを調整する場にはなっていません。脆弱層が治療を継続するには、経済面からの支援が不可欠です。これらの調整が適切にできることが UHC には必要かと思えます。

まとめますと、重要なことは、発症予防、重症化予防、疾病による貧困化予防に地域を挙げて取り組むこと。予防がおくれがちで保健・福祉のサービスから取り残される脆弱層の存在に周辺が気づく。脆弱層がみずから課題を克服できるよう支援すること。現場の課題を UHC の視点に照らして整理して、上位機関に報告するという点だと考えています。

私たちのように保健医療サービスを受ける利用者への働きかけを中心に行ってきた NGO と、日本政府の UHC 推進と、今後どのような協働ができるか、可能かということについて協議したいと考えています。

今回用意させていただいた質問ですが、1 つ目、国際保健外交戦略の中で、UHC を推進するに当たって各国のどの機関をカウンターパートとして働きかけを行っていらっしゃるのか。

2つ目、利用者への働きかけは、健康保険の導入など制度構築に関する政府の支援とともにUHC推進の両輪となると考えます。利用者自身の予防の啓発及び早期発見に力を入れることによって、財政負担増が懸念される保険制度や、保険制度の実現可能性と持続発展性を高めることができる。ANなどのNGOが行っている利用者や末端のサービス提供者への働きかけの知見を国際保健外交戦略の中で生かすには、NGOはどのような形でかかわっていくのが望ましいか。また、NGO側から情報共有をするにはどのような場が適切か。

3つ目、UHCへの取り組みは、特定分野の疾病等に分化された対応から、生涯にわたって変化する健康ニーズへの対応に転換することを意味する。生涯を通じたNCDの予防、高齢女性が保健医療サービスを受けるための地域での取り組みなど、従来の母子保健政策の範疇におさまらない協力を加えていく可能性はあるのか。

以上の点について御回答をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○川口 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのNGO側の発言に関しまして、外務省側から稲岡専門官でよろしいですか。よろしく願いします。

○稲岡 国際保健政策室の稲岡です。

きょうは室長の小沼が出席するはずだったのですが、国会と申しますか議員との関係で急な用ができてしまいましたために、私のほうでかわりに対応させていただきます。

まず、いただいた質問に個別にお答えする前に、今回、国際保健外交戦略、特に女性に対する取り組みということテーマに掲げていただきまして、大変ありがとうございます。

国際保健外交戦略についてはもう御説明申し上げるまでもないのですが、今後ポスト2015開発アジェンダを議論するにあたり、これまでのMDGsでは必ずしも十分に対応できなかった領域。例えば、先ほども説明にありましたが、衡平性といえますか格差是正の問題。あと、限られた目標の達成のために資源が集中していったのですが、それによって多様化する疾病負荷に対する包括的な医療、あるいは人間を中心に考えた保健医療サービスの提供ということが十分に確保されていなかったというふうなところに鑑みまして「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」という言葉を掲げて、より包括的な取り組みを国際的に進められるように、現在日本では旗を振っているところでございます。

今日いただいた点、制度構築に加えてエンパワーメント、アクセス向上、行政能力強化が重要であるという点。

あと、具体的なバングラデシュを例にとったコミュニティーレベルの活動がいかに重要であるかということについても、外務省のほうでも重視しておりまして、実際こういった課題に対して今後具体的な事業レベルでどういったことを進めていけるかというところを検討している段階であります。そういった中で、特に現場とか現場の声に強いNGOの皆様御意見を伺いながら進めていきたいと考えているところでございます。

では、具体的にいただいた質問について個別にお答えをしたいと思います。

第1番目の、UHC推進に当たって各国のどの機関をカウンターパートとしているかとい

う点についてですけれども、これについては大きく2つのレベルに分けて御説明をしたいと思います。まずはグローバルにUHCというものをアジェンダとして推進していくという国際場裏の部分と、実際に各国においてUHCを達成するために保健システム強化を推進していくという、2つの視点です。

前者については、やはりグローバルなレベルでUHCを掲げていくという議論ですから、国連を含め各国政府とのカウンターパートに中心的になっています。これは通常は各国の外務省が窓口ですけれども、この中には厚労省とか、最近特に保健財政という観点から、財務省も含まれるようなケースが多々あります。

実際、保健分野は、ここも10年前と全くさま変わりしており、保健資源の半分以上は政府予算ではない部分。民間ですとかNGOの資金になっています。グローバルヘルスの次のアジェンダを議論していくときに、NGO、民間、研究者といったようなともに協力しているステークホルダーの方々との協議が非常に重要で、これらの方々を含めてグローバルレベルで今、UHCに取り組んでいるところです。

2つ目の現場のレベルなのですけれども、これは実際には援助事業をどういうふう to 実施していくかという観点になります。具体的にはJICAや大使館を通じて現地で相手国の保健省側と協議をするということを進めています。まさに今、始まったばかりですので、まだ十分な報告も本省のほうには、状況を把握できてはいないのですけれども、保健分野支援の中心的な国々において、現地の保健省と政府、あるいはJICAとの間で協議を進めているところです。

2つ目の利用者への働きかけの点ですけれども、まさにこのバングラデシュの事例で御説明いただいたようなそういった状況を踏まえて、具体的な事業を実施する上でどういった点に配慮したり、どういった事業を実施していく必要があるかというあたりについて、ぜひ日本のNGO、また現地のNGOの視点を今後いただきたいと考えています。具体的に知見を提示いただくプラットフォームとしては、既に保健分野においてはGII/IDI懇談会などがございますし、そういった懇談会を通じなくとも普段からいろいろな形で、提言書のような形でもいただいておりますので、そういったさまざまな形でぜひ御提案をいただきたいと考えております。

3番目のNCDを念頭に置いて、従来の母子保健政策の範疇におさまらない協力を行っていく可能性があるかという点については、この可能性は十分でございます。

実際に援助の中でどういった内容の事業を行っていくかというのは、基本的には受益国側の判断になります。実際にまさにNCDについては今、WHOを中心とした世界的なプラットフォームでも疾病負荷の大きさについて問題意識が高まっているところですので、アフリカを含めた各国ともに非常に関心が高いところです。実際に各国の疾病構造や国家保健戦略ですとか、他にどういったドナーがどういった規模の支援をしているかというところも踏まえる必要があります。我が国援助は受益国側から日本政府に対して必要な領域に関する支援の要請を受けて検討しておりますので、その要請に応じて日本政府としても応え

ていきたいという、そういう基本的なスタンスです。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） では、まず田中さん、石山さんからご質問ですか。

田中さん、どうぞ。

●田中（文京学院大学） 文京学院大学の田中雅子です。

私はきょう2つのアジェンダでかかわっていますが、私もアジア砒素ネットワークの会員として、ネパールあるいはバングラデシュでも保健の現場を見えています。

今の稲岡さんのお答えの中で、各国政府からの要請であるとか、受益国の判断という言葉があったのですが、実はこの辺を私ども NGO としては一番心配しております。各国の国内での格差とか、民族やカースト、地域による格差というのは、それぞれの国の政府が一番触れたくない部分でもありまして、例えば MDG の実施においても、重点地域を絞るといったことは避けてきたと思います。今までのような要請ベースでやっていると、ユニバーサルということで、どこにも重点を置かないというようなことがなされるのを、市民社会側としては一番懸念をしています。

こちら側からの提案としては、受益国側からはそういう問題が出てこないということであらかじめ含んだ上で、NGO や研究者など、それぞれの国の疾病構造と、民族や地域、カーストなどの関係について知見を持っている者もいますので、国別の援助方針であるとか、UHC を普及させていくうえで政策をつくるときにお声をかけていただければ、私どもも受益国が要請してこないことも含めて、皆さん方と知識を共有できると思います。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 石山さんから何かご質問ですか。

●石山（アジア砒素ネットワーク） 田中さんがおっしゃっていたとおりなのですが、そういった頑張ってきた国ほど、その結果格差が残っていますということを指摘されることをすごく嫌がるのではないかと思うのです。援助している者として、私たちもその気持ちはよくわかります。真面目にやっていたところでそういった問題がさらに起きていますと言われることは、触れられたくない部分かなと思います。

ただ、その中でももしさらなる援助という話になっていたときに、これまでに問題や格差が生じてしまった状況をしっかりと認識して、その背景を分析し、それを解消するための現実的な方法を示してもらった上で次の援助を決めるというような対話が必要になってくるのかなと感じています。

以上です。

○川口 外務省側からいかがですか。

○稲岡 御指摘ありがとうございます。

まさに案件の質を高めていく必要があります。要請書どおりに実際に援助を実施するわけではないですし、実際に要請書が上がる前に相当な政策協議だとか、基礎調査を実施したりするものです。そういった中でいかにジェンダー配慮を始めとする社会配慮を確保す

るかということ、従来から課題ですし、今後も努めていきたいと思っております。実際具体的な国や地域によって状況も違うと思っておりますので、そういったあたりに具体的な知見がある場合には、ぜひそういった知見をいただきながら進めていければと考えております。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） そうでしたら、NGO 参加者の方でコメント、質問がある方はいらっしゃいますか。

一人だけでよろしいですかね。まとめてとりたいと思っておりますがよろしいですか。

では、お願いします。

●堀江（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン） セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。よろしくお願ひいたします。

先週12月5日と6日に日本政府と世界銀行の主催によるUHCに関する共同研究の成果発表会義が開催されまして、日本の国民皆保険の歴史と現状を初めとして、研究対象となった11カ国の事例が発表されて、UHCの達成に向けて鍵となる要因が確認をされました。そこで、最も脆弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に公平に保健医療へのアクセスをとUHCのコンセプトが再確認され、またそのためには政治的意思の結集が必要であるという呼びかけが各国政府及び国際機関のトップによりなされたことは、大変歓迎されます。この間の日本政府のイニシアチブには感謝申し上げます。

ただ、やはり今、お話もあったように、2日間の議論の中で、保健財政とか保健システム強化といった政府側の制度構築に重点が置かれて、特に脆弱コミュニティが抱える資金以外のさまざまな障壁とかニーズをどう反映し、そのためにNGO、CSOをどう活用していくのかといった視点が全体的に欠けていたのは残念に感じました。

今、お話がありましたように、NGO側は現場に寄り添う中で、さまざまな社会的、文化的な要因を含む障壁といったものを把握して、データも蓄積しておりますので、こうした情報を活用して予防行動を含む人々の健康行動を促進したり、また人々の健康への権利への意思をエンパワーすることで、真にUHCが公平になるようなアプローチができるということをご認識いただければと思います。

同時に、NGOが担うべきもう一つの役割としましては、やはり最も脆弱な人々の声を政策決定者に届けて、サービス提供や予算執行のモニタリングなども含み、政府に対するアカウンタビリティをしっかりと求めていくこと。そういったアドボカシー上の役割も大きいと考えております。

先週の会議では、保健に関わる格差とか不平等といったこともいろいろと各国の事例から上がってきたと思っておりますが、何をすべきかわかっていても、政治的に不平等や格差に取り組む難しさということも指摘されていたかと思っております。この難しさを克服していくためには、やはり人々がみずからの健康への権利を求めるムーブメントが必要だと改めて感じた次第です。

日本政府としては、この現場レベルにおける連携、またアドボカシーでの連携、この両方の面からぜひ連携、協働を戦略的に今後も御検討していただきたいと思います。

そして、引き続き対話を継続させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○川口 外務省側から発言はございますか。

○稲岡 先週の会議について、皆さんと情報を共有していただきましてありがとうございました。まさに最後にありました保健サービスというものを権利として享受できるように、またそのためのムーブメントという観点でこちらも UHC 閣僚会議を実施したと認識しております。UHC は、日本にとっては人間の安全保障を実現するための、具現化する一つのツールでもありますし、UHC を掲げることによって衡平性を高めていくということを目的としているものです。

ただ、実際に先ほど御指摘いただきましたように、NGO からの出席とか御発言もいただきましたが、確かに会議全体として、より政策のところにフォーカス。政策のあり方、あるいは保健制度のデザインにフォーカスが当たっておりましたので、アクセスをいかに高めるかという部分については今後の事業実施段階において必ず、そこがないと実際に成果が上がらないものですから、必ずその部分は確保していけるようにこちらも努めてまいりますし、実際に具体的にどのようにすればそういった受益側の課題を克服できるのか。それを経済的なインセンティブだとか制度的なインセンティブで、より効率的に改善していけるのかという点については、また今後とも御意見をいただきたいと考えます。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） では、この議題については引き続き議論を深めていただければと思っておりますが、よろしいですか。

では、議題の 2 としまして、ODA によるナイジェリア、ニジェール・デルタ地域への支援のあり方について、長島さんからお願いいたします。

●長島（ナイジェリアの女性・子供を守る友の会） 初めまして。ナイジェリアの女性・子供を守る友の会の代表理事、長島日出子と申します。今回は、私たちの協議事項を取り上げてくださり、誠に恐縮です。

私たちの協議事項は「ODA によるナイジェリア、ニジェール・デルタ地域での活動に対する支援のあり方について」なのです。前回の 11 月 18 日の事前協議会では、ODA 改革ネットワークの高橋さんが、私たちの代行で改訂前の議題提案書を提出しておられると思いますが、そこで少々混乱されたかなとは思いますが、しかし内容は同じです。

今回私たちはもう少し資料を加えて提出させて頂きました。お手元にある「議題にかかわる問題点（議題に挙げたい理由）」につきましては、これはアフリカ支援を進めるに当たって、現在の硬直的な治安状況の分析のために高い成果が見込まれる事業をすくい上げられないでいるということについて挙げています。治安状況を迅速かつきめ細かに分析できるような体制や、仕組みの整備が必要ではないかということなのです。「JICA の支援があればさらに効果が見込まれるにもかかわらず、ナイジェリア、ニジェール・デルタの活動の支援が行われていない」とあります。

そして 2 番目に、ナイジェリアのニジェール・デルタ地域は重要な天然ガス、それに石

油の生産地で、また気象変動の重要な原因となっているガスフレア、温室効果ガスの発生している地域でもあります。つまり地域の安定は世界の経済の安定にもつながっているという大変重要な地域でもあります。ですから、私たちがこの地域を支援するという事は、日本にとっても、また世界にとっても大切なのではないかと感じています。

ここでの重要な問題点は、私たちが、日本政府または大使館に支援要請を問い合わせますと、この地域は支援不可能であることなのです。つまり地域が退避勧告のある地域とされているということですが、退避勧告とは、地域が危険であるためその地域へ行くことは禁止されます。それに対して、私たちナイジェリア女性と子供を守る友の会が連携しているカラバー大学からいろいろな資料を送られました。その資料が今お手元にあるわけです。

資料の1番目である、カラバー地域の投資家や環境の歴史と地理をごらんください。いろいろな国の投資家が投資をしています。同じ地域ですが、これもまた現在行われている投資です。例えばゼネラル・エレクトリックは米国の会社で、10億ドルの投資をし、さらに最近ガスタービンを完成させたという話です。全てごらんになっていただきますと、米国だけでなく、シンガポール、インド、中国などの会社の名前が出ています。カラバー大学の研究者によりますと、なぜ日本は地域の重要性と活動をまだ認めないのかということなのです。

また、クロスリバー州の中にカラバーがありますが、クロスリバー州の政府が、外国人サッカーゲームのために安全保障宣言をしています。その当時は外国人の選手たちが来て、この地域は本当に安全なのかという質問をしたのですが、それに対する答えとして安全保障宣言をしたわけです。その後、FIFA、これは国際サッカー連盟ですけれども、同じように安全保障の宣言をしています。けれども、大使館や日本政府機関に尋ねましたところ、そのような保障宣言は自分たちの判断とは違うので認めないと言われました。そして、警察大臣と連絡をとることについての質問に対して、警察大臣の電話番号も持っておられないというお答えでした。

なぜ電話番号も持ってないかという質問に、電話は個人が一般に公開しないという回答でしたが、私たちの質問は、警察とも連絡もとらず一体どれだけ現実的な事実が把握できるのかということなのです。

警察を初めとする現地人との交流や対話の強化は大切だと言われていますが、それがなくしてどのように危険というふうに判断できるのかということ、そしてどのように情報収集されるのかということの説明をいただけたらと思います。

さらに、事前協議会で研究されました国別援助方針について、再度申し上げますが、ナイジェリアはアフリカ最大の原油生産国で、また、最大の天然ガス埋蔵量を誇っていて、そして日本とナイジェリアの安定的な関係の維持は重要である。なぜなら、ナイジェリアは巨大なマーケットで、アフリカで一番の人口であるということが書かれていて「当該分野に対する支援の必要性および重要性に鑑み、協力対象地の治安リスクが低い場合や、他の援助機関との連携などにより日本人援助関係者の派遣を必ずしも必要としない場合など

については、案件の実施を検討する」と書かれています。ニジェール・デルタの場合は、この国別援助方針に適合していると思うのですが、これはどのように解釈されていらっしゃるか教えて頂きたいです。

それから、ACE という気象変動に対する対策方法、地球温暖化対策が、先月ですが、11月にされています。これは50%の温室効果ガスを2050年までに減少させるという目的で、具体的な温室効果ガス削減行動を直ちに開始することと、全ての国が参加する枠組みに合意できるよう日本が総力を結集するということですがけれども、先ほども申し上げましたように、ニジェール・デルタのガスはほとんど抽出されると同時に、デルタですぐガスフレアします。地球規模的な温室効果ガスが発生します。この地域をACEのパートナーシッププログラムで、ウイン・ウインの関係を構築することに御賛同いただけますでしょうか。

内容的に前後してしまいましたが、簡単に言えば地域の支援をいただきたいということと、もしもそれができないのであれば、一体どういう理由でどのように情報収集されるのか御説明をいただきたいということです。

恐れ入りますが、よろしくお願いします。

○川口 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御発言に対し、外務省側から貴島課長、お願いいたします。

○貴島 アフリカ向けのODAを担当しております貴島です。

御質問と協議事項に関する詳細な説明資料をいただきました。これは我々JICAともシェアして、じっくり研究をさせていただきました。

まず、ナイジェリアの重要性について、私たちの間で考えのそごはないと思います。きょうはアフリカ部からも来ていただいています。アフリカの人口、アフリカの中でのナイジェリアの占める位置等に鑑みてやはり重要な、非常にこれからも発言力の大きくなる国でしょう。そして大きな産油国でもありますし、気候変動交渉の文脈からいってもいろいろと重要な、そしてクリティカルな地位にある国だという点は、私たちの見方は一致していると思います。

しかし、具体的に我が国のODAのプロジェクトを動かしていくということになりましたときに、そのプロジェクトを実施するところ、その場所での治安対策というのは重要です。政府として、日本の方に行っていただいてプロジェクトをやる以上は、それが安全に、日本人の安全が守られて、そしてやるべき技術協力も、それからいろいろな事業の建設活動や機材の供与等が含まれるときに、それが完遂しなければ事業をやる意味がないと思っております。その物理的な難しさというところに我々はいつも直面しているのだと思います。

そのため、警察庁の長官の個人的な電話番号に電話をするかどうかということではなく、大使館もJICAも協力して、一般的に邦人の保護という観点から、事細かにその時その時に、その土地の軍、警察、州の政府も含めてでき得る限りの情報を収集するという活動を行っております。それに加えて具体的な案件が、日本の場合、相手から要請をいただいた場合ですが、そこについて我々がどうしても必要な場合には、時には大使館員がJICAの治安担

当と一緒にその土地を訪れて、治安に関する情報収集をやっております。

一般論ですが、ナイジェリア、ニジェール・デルタ地域につきましては、我々の判断は「渡航の延期をお勧めします」というレベルにしております。この地域についていただいた資料で、幾つかそういったビジネス活動が行われているということについてはありがたい情報だと思います。しかし一方で、今年になってから本当に多くの誘拐、殺人、そういった事件が起こっているも実は事実なのです。その状況について、これが緩和するといった見通しは今のところまだないのです。なので、そういった状況の下では、なかなかこの治安情報、渡航情報については、特にニジェール・デルタ地域については、このレベルについて指定しているということでございます。

もう少しレベルが、また事態が変わりまして、その後個別の案件ということになりますと、日本の国別援助方針との整合性を見て、かつ先方政府から要請が挙がって、それが非常に重要だということで治安の情報収集に個別の案件ごとに努めまして、これが実施でき得るということになれば、その内容次第ではもちろん実施できることがあるかもしれないと思っています。ですから、日本のナイジェリアに対する国別援助方針にも、現時点ではこうですと書いてありますが、援助方針というのは大体5年をめぐりに立てる方針ですので、状況によって、もちろん例外はありますというふうに書いている次第です。

最後に、気候変動の関係ですが、産油地域において気候変動の対策がとられることは、もちろん望ましいことだということは、一般論としては言えると思います。その中で何ができるかということ。それから、事業を現地で日本人が展開しなければいけないのかということについて、一対一ではないと思います。ただ、今の時点でここに日本人に入ってきていただいて長期間滞在していただくような事業ができるかという点に関して言いますと、オレンジに区分けしているところがありますが、なかなか難しいことは事実であります。

とりあえず、まずお答えするところということになります。我々も気持ちは大変共有するところではありますが、政府として日本人の安全を守るということを考えますと、難しい点が多々あるという点をぜひ御理解いただければと思う次第です。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 長島さん、コメントありますか。

●長島（ナイジェリアの女性・子供を守る友の会）私個人のことを申し上げますけれども、現地に4年住んでいました。実際のところ必ずしも完璧に日本のように安全であるとは私も思いませんが、地域の方たちの協力が大変ありましたので、いろいろなときに助けていただいたり、助言していただいたり、いろいろな危機から守っていただいたりという経験をしております。

けれども、今回のこの協議事項なのですが、国別援助方針にもありますように、必ずしも日本人援助関係者の派遣が必要とされているというわけではないのです。ただ、技術的に、相手国のカラバー大学からの資料2をごらんいただくとわかりますが、こちらにリストされている器具を何とか供給できないかというお話なのですが、日本の器具や機械は高く評価されており、地域で普及している他の器具よりも質が高いと考えられておりますの

で、そのことを考慮していただけたらなと思います。

それから、先方の政府からの要請が大前提にあるとおっしゃられましたが、オバサンジョ大統領が直接に指名された環境大臣。今はナイジェリアの上院委員会委員会の委員長をされているヘレン・エスレム様とおっしゃる方が後押しをしてくださっているのですけれども、政府が次の段階として一体どういうふうに何をしたらよろしいかというふうに聞かれましたので、もしも政府からの要請が必要なのであれば、次の段階としては何をよろしいのかというふうに一言おっしゃっていただければありがたく感じます。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター）　ほかの参加者の方でコメント、質問のある方はいらっしゃいますか。

高橋さんの質問を受けて、それで外務省側に御回答いただくという形で。

●高橋（ODA 改革ネットワーク）　ODA 改革ネットワークの高橋です。

私の質問は、国別援助方針に関しての文言の解釈の仕方についてちょっと教えていただきたいと思います。

先ほど言及がありました「4. 留意事項」の「（2）貧困削減を初めとした地方部における開発支援」という項目の中で「他の援助機関との連携などにより、日本人援助関係者の派遣を必ずしも必要としない場合などについては、案件の実施を検討する」と書かれています。ここの文言の解釈なのですけれども、通常 ODA の場合は、モニタリングの関係もあるので日本人のコンサルタントとかが現地に赴くことがある程度前提になっていると思いますが、ここで「日本人関係者の派遣を必ずしも必要としない場合」があるというのは、どういう場合を想定されるのかを教えてください。

○川口　ありがとうございます。

それでは、外務省側からお願いいたします。

○貴島　先に高橋さんの御質問にお答えしたほうがいいと思うのですが、これは一つはポリオの案件でもやってきたことですが、国際機関が、日本人が入れないところでも人道支援の観点から現地の人を使ってやっている支援があつて、そこに日本がある意味で拠出をするという形でポリオのワクチンを配布してくださいと頼んでやってもらうような例があります。このような、現地で現地の NGO を使うネットワークを持っているような国際機関との連携で国際機関ができると、そして、その地域で日本がやってほしいことができるといった場合には、治安の状況が悪いところで、できるものであれば実施する時もあるということになります。

政府の要請についての手続等、今後何をすることができるかという点ですが、初めにこれをここでこのようにしたいという個別の具体的な要請があればそれも含めて。ただ、気持ちとしては、今、言ったようにいろいろな方法、いろいろな妥協、もしくは方法論としての時期、もしくは場所、もしくは誰がやるかという点についての柔軟性がもし持てるのであれば、もう一度現地で大使館と JICA と協議をしてもらうということはあると思います。

一方で、ナイジェリアの政府の中でも、私たち、ナイジェリアに対する支援についてはいつも普通以上に苦労が多い国ではあるのですが、ナイジェリアの政府の中で何を日本にお願いし、何をほかの国にお願いしという政府としての調整が、結構彼らは時間が非常にかかったり、まず政府内で窓口機関に持っていくまでに紆余曲折のあるところでありますので、内々日本の大使館、JICA とどこら辺までのことができればいいと思っていられるのかということについて、ある程度の幅があるのであれば、もう一度御協議いただく余地はあると思います。

一方で、ナイジェリアの政府につきましては、やはり最終的には国家計画委員会というところが、日本に対してナイジェリアの政府として、それも中央政府として全ての要請を取りまとめて、優先順位をつけて日本に要請する機関となっていますので、そこまで上げていく努力をしていただくということが必要になってきます。なので、そういう機関に上げてもらってそこで振り落とされないように、優先順位から落とされないようにしていただくということになれば、ようやくナイジェリア政府から日本政府に対する要請として上がってくるということになりますので、その2つをやっていただく必要があるというのがこのプロセスです。

以上です。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 議題の終了時間となっておりますが、次の議題に行ってもよろしいですか。

では、議題3の「サヘル地域に位置するマリ共和国および周辺地域の平和構築に貢献する我が国の行動体制の検討」ということで、内野さん、よろしくお願ひします。

●内野（ディアマリの会） ありがとうございます。ディアマリの会、内野と申します。

このような会議は初めて参加するのと、私たちの会もできたばかりですので、いろいろ不手際があるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

お手元に協議事項3が、資料が配られていると思いますが、タイトルが大変長いのですが、私達はマリをやっている人間が集まっておりますが、周辺国もサヘル地域ですので、今、手元ではマリのことをやっておりますけれども、周辺地域のことも考えていきたいということはあるので、その点を御了承ください。

マリについて背景とかがありますが、西アフリカ、マリ共和国は歴史的にも大変に重要な国であります。文化的にも豊かな国であります。日本との関係は2008年に在マリ大使館が開かれております。その後ODAも有償、無償、技術協力、協力隊と入っております。日本との関係も深くなっております。また、日本の市民社会、NGOにおきましては、1980年代よりサヘル、西アフリカ農村自立協力会等、砂漠化防止を中心としたNGOが入ってきております。それだけではなく、さきにも御説明しましたが、文化的にも豊かなマリ共和国ですので、音楽、舞踊といった文化的な交流が幅広く行われ、また、アフリカ人の研究者で日本におられる方ととても深いつながりを持っております。

このようなマリ共和国でありましたが、皆様も御存じのように、2012年1月以降、北部

3州でアザワド地方解放国民運動等が起こり、またクーデターも発生し、これまでになくマリ共和国としても大変国家の安全が脅かされるような危機的状況に陥ってしまいました。なおかつ、今年の1月ですが、フランスが軍事介入をするほどの事態に陥っております。しかしながら、その後、新大統領が選ばれたり国民議会選挙が実施されると、少しずつではございますが、平和に向かってマリ共和国自体も歩んでいると考えております。

一方、日本の協力に関しては、マリにありました大使館も一時、8～9カ月ほどフランスのほうに移られており、今は大使館の方は戻っていらっしゃるのですけれども、退避は勧告されている状況が続いております。そのような中で、やはりNGOの活動、研究者の活動、あるいは旅行会社さんの活動等いろいろな支障があるのは皆さんも御存じかと思えます。

このような中で、やはり日本の市民社会としては、多様な人たちがいるのですけれども、少し集まって、現状はどういうことであろうかということをお話したり、情報を共有したりすることが必要ではないかと思ひましてディアマリの会というものをつくり、これまでもアフリカ課の皆様といろいろと議論をしてきております。

本日の議題に関してですが、いろいろな知見を持っている市民社会、研究者、ODA関係者、企業関係者が日本におりますので、今後安全がどのように回復されるのかなかなか先も読めないのですけれども、そのような皆様と集まってそれを議論する、研究を深めていく、そのような場をぜひ御検討いただきたいと思ひ、今日議題に上げさせていただきました。ただ、検討するだけではもったいないので、より現実的なところでできること、もっと深く考えますと、やはりこのようなODA関係のお仕事、活動、それからNGOの活動において、どの分野においても一番肝心なことは現場に視点を置くか、現場の情報をどうつかむかということであると思ひますので、そのような根底の考え方を持った上でどのような仕組みができるのかということと一緒に考えていただきたいと思ひ、議題に上げさせていただきました。

ただ、質問事項としましては、やはり治安の悪化ということをお予測したり分析したりすることは大変難しい問題だと思ひますので、お伺いしたい質問としましては、マリ共和国あるいは周辺サヘル地域に関しまして、治安の問題、安全に関する情報を、日本の政府として現地の状況をどのように具体的に把握をされて、また検討されているのかということをお教へていただきたいのと同時に、そのような内容を私たちのような一般の国民に、どういう形でどのようなところまで情報を共有させていただけるのかということをお教へていただければと思ひます。

ありがとうございます。

○川口 ありがとうございます。

それでは、外務省側から堀内課長、お願いいたします。

○堀内 外務省アフリカ第一課の堀内と申します。どうもきょうはありがとうございます。

マリに関して、それから、さらに広くマリが位置するサヘル地域に関してのお問い合わせ

せですが、早速私どもの考えを御説明したいと思います。

まず最初に、最後お尋ねになられました、情報をどうやって入手してそれをどうやって関係者と共有できるかという点ですが、先ほど内野さんもおっしゃったとおり今は大使館も現地にありますので、大使館も現地で情報収集していますし、もちろんマリには歴史的経緯からも非常に日本以上に関係の深いフランスなどの国もありますし、現地には日本大使館が退避していた間も国際機関を初めいろいろ関係者がいますので、そういう方々。もちろん今は現地に戻っていますからマリ政府の人にも会えますので、そういう方々からとにかくいろいろな情報を集めるようにしています。これは、大使館がない間もないなりに、現地にいる人から話を聞くなどして集めておりました。

それをどう共有するか、生かすかということですが、もちろん、いただく情報の中には、すぐには中身が言えなかったり、誰からもらったかというがなかなか言えないものもあるのですが、いずれにしても我々がどうするか。例えばマリに大使館を戻すタイミングもどうするかということを考える際にも、もちろんそういうものをすごく参考にしました。今は、とりあえず大統領選挙が無事終わって、我々もそうですけれども、今度は関係者はみんな国民議会選挙がどうなるかということに関心を持って注視していて、我々は見通しはどうであるとか、国民議会選挙の結果こうなったらこうとかいうのはちょっとシナリオを考えたりとかして、もちろんそういう情報を、国民議会選挙が終わったらどうするかということにも今、役立てようとしています。

情報については、なかなかすぐに皆さんと共有できるものはそんなに多くはないと思うのですが、例えば既にやっているように、東京とかあるいはバマコで、東京でしたら私も外務省、現地バマコだったら日本大使館なりに、御出張されたときに行って意見交換とかしていただければ、そのときに差し支えない範囲ではもちろん情報は共有できると思います。

あとは、一応節目節目では我々も外務報道官談話のような形で、日本政府として現状をどう認識しているかということを発表するようにしておりますので、ホームページでも発表しますけれども、時々はそのようなものも見ていただければと思います。

あとは本当にいつでも個別に、今度マリに行くのですがということで私たちアフリカー課に御連絡いただければ、喜んで御出張前に最新の情報を御提供できると思いますし、また、現地に行かれたらぜひお忙しいと思いますけれども、バマコにある日本大使館にもお顔を出していただけると、多分お互いにいいことがあるのではないかなと思っています。

それが最後にお尋ねになられた情報に関することとして、次に最初におっしゃっていた、現場の視点も生かしてどのような仕組みということですが、結論から申し上げますと、とりあえずできることからやっていきたいなと思っています。

先ほども申し上げたとおり、幸い大統領選挙がうまくいってほっとはしているのですが、一応我々の理解では、国民議会選挙の第2回投票が12月に予定されていますが、これが全部終わったところで一連の政治的安定化に向けたプロセスが終わると理解しております、

まずは国民議会選挙が無事に終わって、それを確かめてからいろいろなことをやりたいなという気持ちで今います。ですので、その様子を見て、東京でもバマコでもより本格的にマリとのおつき合いを再開したいなと思っていて、そういう文脈の中において、例えば現地でも、大使館は秋に戻ったばかりですが、今後まだ安全面で躊躇されて、現地に足を踏み入れられる方はそんなにいらっしゃいませんけれども、ODA タスクフォースも含めて現地においての意見交換というのも活発化させたいと思っていますし、先ほども申し上げたとおり、東京でよろしければ、いつでも御連絡いただければ意見交換の場を持ちたいと思います。

おっしゃるとおり、我々もこの辺のことを考えるときに、マリ 1 カ国とかあるどこかの国 1 カ国だけという見方はもちろん国という単位があるのでやっていますけれども、それだけではなくて、サブリージョナルなサヘル地域だとか ECOWAS 地域だとか UEMOA 地域だとか、以前に増してそういうサブリージョナルな視点というのは大事だと思っていて、それは全く内野さんのおっしゃるとおりで、その部分は全く認識を共有していると思っています。

ただ、それをどうやって担保する仕組みかという、またちょっとそれはいろいろいきなりには難しいところもあるので、まずは現実問題としてはできるところから、意見交換をさせていただくということかなと思っています。

あとは、現時点においてもいろいろと現場で御活躍されている NGO、NPO の方の御意見を政策の決定や政策のインプリメンテーションに反映させていくという仕組みがございますので、そういうものも御活用いただければと思いますし、繰り返しになりますが、いつでも何かございましたら御連絡いただければ。特に御出張から戻られて、現地はこうでしたよとかいうのは我々としても非常に関心がございますので、そういう点はお聞かせいただければと思います。

以上です。

- 田辺（「環境・持続社会」研究センター） 内野さんから何かコメントございますか。
- 内野（ディアマリの会） たくさんの質問と議題の提案に、コンパクトにわかりやすく答えていただきましてありがとうございます。

ODA タスクフォースのお話をいただきまして、マリはまだ今、それはすることはできないのですが、サヘル地域の国々、国別にやっておられますが、各国の情勢も違いますし、タスクフォースという名前であっても入っていらっしゃるメンバーとか開かれる頻度とかも違うと思いますが、マリはちょっと今できないという現状はあるものの、サヘル地域の各国におきまして ODA タスクフォースの現状について、もし今、改善点とかそういう声が出てきているところがあれば教えていただきたいのと、今後その辺の改善点とかへの取り組みというのでも考えられているかどうか、その点だけ教えていただければと思います。

- 田辺（「環境・持続社会」研究センター） 内野さん以外に、何かコメントや質問があ

る方はいらっしゃいますか。

谷山さんだけでよろしいですか。

●谷山（国際協力 NGO センター） JANIC の谷山です。

この治安対策、安全対策に関して、私どもの会員 NGO、JVC などは、アフガニスタンのケースでほかの NGO と一緒になって、2005 年以來かなりハイレベルの官僚の方たちと話しをする機会が再三にわたってありました。副大臣レベルで、自民党政権も時代も民主党政権の時代も何回も話しをしたのです。その中でアフガニスタンの個別の治安状況に対する認識という話もありましたけれども、同時に、やはりそれを越えた安全対策一般の日本政府のあり方及び NGO の自主性に対して日本政府がどのようなスタンスをとるかという 2 つの部分があったと今、認識しております。今回の話も、個別のマリあるいはサヘル地域の治安をどう判断するかということも大事ですけれども、それ以外に NGO がかわる ODA 案件、あるいは NGO 活動そのものにかかわることとして、治安対策、安全対策をどういうふうにガイドラインとしていくのか、判断基準にしていくのかということについての対話、意見交換というのは、もうそろそろ必要ではないかなと思っております。

もちろん個別のケースはいろいろあります。それらはある程度共通課題としてくりながら話ができる場がつかれるかどうかをお聞きしたいと思っております。

このことに関しては、NGO 側も外務省側も治安とか、あるいは場合によってはテロ対策とかもかかわってくるおそれがあるので、先般の新しい法律、秘密保護法などの関係の中で、行き過ぎた自重、萎縮、自己規制がないように意見交換を続けなければいけないなど思っている次第です。いかがでしょうか。

○川口 ありがとうございます。

それでは、ただいまの NGO 側からの質問に関しまして、外務省側、お願いいたします。

○江原 谷山さんの御質問について、お答えといたしますか、私どものファーストリアクションとしてはごもっともなことだとは思っております。

それで、今、御提案ということでしょうか。この御提案については、うちの領事部との関係もありますので、外務省の中でちょっと協議をさせていただけないでしょうか。協議の上、お答えは谷山さんに個別にというよりも、この次回の場でとかそういうことのほうがいいのでしょうか。お答えの仕方についてアドバイスいただければと思いますけれども、いずれにしてもちょっと預らせていただいて、省内で議論させていただければと思います。やはり安全の問題はアルジェリアの事件もありましたので、私どもも非常に重要なイシューだとは思っております。

よろしいでしょうか。

○貴島 ODA タスクフォースの中の、特にアフリカのこの地域の幾つかの国のタスクフォースに関しては、一つ言えていたことは、最近少々頻度が減っていたので、夏、特に TICAD の前ぐらいから、しっかりもう一度ちゃんとやるようにという指示をしたところでした。

マリについては、今はできる状況ではないというのは事実でございます。それ以外の地

域について、特に TICAD のテーマでもありましたが、平和と安定のためにこの国にどういふふうで ODA でやっていくかということ。特にこの地域は一つの目玉でもありましたので、タスクフォースで TICAD で表明したことを受けて、具体的に何ができるかを検討することが課題として本省のほうから振った課題となっていて、現地ですべてのアイデアが出たところでまた要望の取りまとめ等との仕事、実務のプロセスとも合わせてフィードバックを徐々にもらっているところでもあります。

フィードバックの中身等を見ていると、やはりこの地域の各国は真剣に外務省も JICA も現地の声を聞きながら、企業の進出のみならず、平和と安定や人間の安全保障を注視した支援の中身についての重点の置き方というのが特に西アフリカのこの地域においては重要だということで、いろいろなアイデアを出してきているところでもあります。

以上です。

○川口 それでは、時間も来ておりますので、この議題につきましてはこれにて終了させていただきます、報告事項に移りたいと思います。

報告事項 1 「ProSAVANA」に関して、外務省側から貴島課長お願いいたします。

○貴島 ProSAVANA に関しては、この会議からスピルオーバーをして対話を深めましょうということで意見の一致を見ましたので、それについて今年の 1 月から、資料をお配りしておりますが、既に 6 回意見交換を行いました。回を進めるごとに参加していただける方もふえてきております。

内容については、まず事実関係確認、質問等をいろいろ行い、どういうテーマで議論するかという話し合いもしつつ行っております。

一番大きな成果といたしましては、ProSAVANA 事案として我々が実施している ODA の事業の目的について、NGO の方々の問題意識を、我々外務省、JICA が理解し、かつ方向性、誰を対象としているのかという点について我々は同じことを目的としていたということを確認し、その次に、現地でやはり裨益、もしくは影響を被る方々との対話をじっくりとやるべしという御意見をいただき、そのようなペースで対話がなされていないという御指摘をいただいたので、日本政府といたしまして、大使館を通じ、ブラジルとの関与もありますのでブラジルの政府、モザンビークの政府両方に働きかけもしまして、対話のあり方、対話の仕方、ペース等についてきちっと意見を聞けるようにということで一部考え直す、見直すことでモザンビーク政府の納得を得ました。その結果として、現在この対話については、対象地域における対話ですが、そういった形でじっくりとした形で対話が進むようになってきております。

そういったこともこの前報告ができて、今年中はあと 1 回やろうということで、テーマも進展がありまして、それについてやるということまで決まっております。

このような進展もできましたし、時々のお会合でいただける指摘につきまして、我々のほうも調査等もしておりますし、意見交換が相当じっくりできたかなと思っております。この御協力に感謝を申し上げます。

また、毎回のテーマ、日程等の調整には高橋さんに大変お世話になっております。その点に関しましても心から御礼を申し上げたいと思います。

以上です。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） NGO側から渡辺さんでよろしいですか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター）ありがとうございます。日本国際ボランティアセンターで南アフリカ事業をしております渡辺と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからも、この1年間の振り返りということで御報告をさせていただきます。

今、貴島課長に御説明いただきましたとおり、この1年間、6回の意見交換会が行われてきたわけですが、もともとなぜそういうことになったかといいますと、2012年10月に現地の農民組織からProSAVANA事業に対しての抗議声明というものが出されました。その声明を受けて、去年のODA政策協議会の議題とさせていただいております。

その12月に指摘させていただいたことが、大きく2点あります。それは今、お話にもありましたとおり、対話です。現地のモザンビークのための事業であるにもかかわらず、現地の農民組織や市民社会組織が全く巻き込まれていなかったのも、その旨、対話をこれから現地で行って行ってくださいということが一つ。

プラス、やはり事業の方向性とか内容につきましても、ブラジルでのセラード開発の成功をモザンビークへといったことが喧伝されておりましたので、その内容についても検討をしていくべきなのではないかということで提議をさせていただきました。

A3のものを2枚とじている「NGO・外務省定期協議会 ODA政策協議会報告『ProSAVANA事業』資料」というものを配らせていただいております。ほかにA3の白い紙でとじた参考資料1～7をお配りさせていただいております。本日は「『ProSAVANA事業』資料」というものを中心にお話しをさせていただきます。

それで1年間の話に戻るのですけれども、経緯ですが、2ページ目から3ページ目、4ページ目に書いてございます。

一つには、行ってきたこととして貴島課長からも今、御報告のありました意見交換会というものをJICA、外務省、CSOとで行ってまいりました。この間、NGO側、また現地の市民社会、農民組織の認識としては、現地の対話のあり方、今、進んだというふうな御報告があったのですが、実際にはちょっと悪化をしていったと認識しています。例えば議事録が先につくられていて、それに最後サインをするように強要されたりであるとか、現地側からすれば対話のあり方が全く改善されていないどころか、悪化をしていっているのではないかとというような状況があります。そういう中で、5月に市民社会の側から、現地の市民社会、農民組織23団体が署名をする形で事業の中断と見直しを求める公開書簡が出されました。こちらは各国、ブラジル、モザンビークの大統領また日本の総理には直接手渡されております。

こういった状況を鑑みまして、日本のNGO側のほうでもより具体的に、かつ効果的な政策提言を行っていくために、8月に5人が現地調査へ行ってまいりました。現地調査をす

る中でわかりましたのは、やはり土地収奪というものがモザンビークの中で起きていて、人々の権利、農民の権利というものが既に守られていない状況があるという中で、このまま対話のあり方が続いて事業の中身が見直されていかないようであれば、そういった状況が加速されていくだけではないだろうかということです。そういう中で、9月に日本の市民社会としても要請文というものを出しております。この公開書簡プラス要請文というのが資料の4と6になります。このときに、事業地ナンプーラの市民社会からも9月の末の時点であわせて抗議声明というものが出されておまして、こちらは参考資料5になるのですけれども、こちらでも事業の内容についてコメントが出るとともに、対話のあり方についてやはり悪化をしているという声明です。

では1年間対話を、意見交換会等を続けてきてどうだったのかといいますと、もちろん前進もありました。今、貴島課長から御報告いただきましたように、ProSAVANA 事業というのは「小農のための支援」であるということにお互いが合意したということは大きな前進かと思えます。また、これまで抗議声明が出されるまでに対話がなかったことについても、深刻な事態であるということも御発言をいただきました。その中で、事業の内容、方向性についても軌道修正が必要であろうということで御発言をいただいております。そこについて合意ができたことは大きな前進だったと思っております。

ただ、一方でまだ課題もございまして、12月から意見交換会が始まっているのですけれども、今年の9月末には現地の方から、ProSAVANA の関係者、現地政府及び日本、ブラジル側からコンセプトノートというものがいきなり出されております。この中身を見る限りは、最初に言っていた方向性、投資を呼び込んで農業を近代化する中で開発を行っていくという方向性で、内容が改善されているようには見えないというようなことがあります。現地でもいまだに不安を抱えているというような状況です。

もう一つは、これまで出してきた各種声明、要請文への回答をいまだいただけていないということで、ただこちらについては今、準備中ということで御回答いただいておりますので、待っているところでございます。

もう一つが、対話の進め方ですね。私、ついおとといまでちょうど現地に入ってモザンビークに行っていたのですけれども、ナンプーラとマプトのほうとの市民社会との協議というも行ってきています。そういう中で、やはり現地の方ではまだ対話のあり方に不安を覚えている。また、状況としても改善されているとは認識していないということを、ここで御報告させていただきます。

私のほうからは以上です。

○川口 ありがとうございます。

報告事項ということですので、基本的に双方から報告していただいたことをしかるべく議事録に反映させたいと思いますが、特に何か質問等ございましたら手短かに受け付けることは可能でございますが、いかがでしょうか。

●長島（ナイジェリアの女性・子供を守る友の会） 済みません。ちょっと気になること

がありましたので一つだけ質問させていただきたいのですが、よろしいですか。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） どうぞ。手短にお願いします。

●長島（ナイジェリアの女性・子供を守る友の会） ちょっと書いていないことなのですが、先ほどのナイジェリアの質問にお答えいただきましてありがとうございます。

政府としての調整と企画調整委員会などについておっしゃっていただきましたけれども、こちらでおっしゃっていらっしゃるの、政府と政府の対話ということになるということだと思っておりますが、ナイジェリアの政府は汚職、財政管理が腐敗しているということでもかなり知られていると思いますが、それは民間でもいつも語られていることで、私が現地におりましたときも、政府の資金を悪用して民間に実際に資金が行き渡っていないといった実情を私は目の当たりにいたしまして、実際に政府の役人が賄賂を交換しているのです。私はそれを目の当たりにしたのですけれども、そういうふうな状態を踏まえて、一体政府間同士でどれだけ実際、実のある効果的な結果をもたらすことができるのかということを考えていただけるとうれしいのですけれどもね。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 済みません。今は ProSAVANA の報告事項ですので、終了後に別途外務省と相談いただければと思いますが、よろしいですか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター） 済みません。最後に質問等の時間をとって短めにしたので、もう一点補足として最後に加えさせていただきます。

現在、12月6日に市民社会側のほうで緊急勉強会ということで参議院議員会館でモザンビーク情勢についての勉強会を開かせていただいて、そこで現地情勢を御報告させていただいたのですけれども、その中でもお伝えしましたとおり、現在モザンビークの中で地域によっては情勢が悪化をしてくれています。10月には今の政権であるフレリモと、今は野党でありもともとの反政府勢力であったレナモという政党があるのですけれども、そこの和平合意というのも破棄されているような状況です。これに対して援助各国何らかの遺憾の意を表明するなどの声明を出しているわけですけれども、そういう中で日本のみがそういったコメントをいまだ出していないような状況にあります。そういう中での事業であり、現地の側での不安もあるということで、意見交換会を継続する意義は高いとこちらのほうでも考えております。これまで JICA の皆様、また外務省の皆様にも、お忙しい時間をいただいております。この会に参加していただけたことは感謝をしたいと思います。

○川口 特に外務省側からございますか。

では、特になければ次の議題に進みたいと思います。

報告事項2、ポスト2015年開発アジェンダに関する最新情報共有。外務省側から飯田課長お願いいたします。

○飯田 外務省の飯田でございます。本日はよろしく願いいたします。座って失礼いたします。

時間を余りいただいておりますので、ごく簡単に報告させていただきたいと存じます。

お手元に、この9月の国連総会のときに、日本政府が総理、外務大臣を始めとして発信

したメッセージの内容を整理してお配りさせていただいております。この9月の国連総会は「ポスト 2015 開発アジェンダ：土台の構築（setting the stage）！」ということが統一テーマでございましたので、いろいろな機会に開発関係の会議がございましたけれども、総理には MDGs 特別イベント、大臣には UNDP を中心として国連の開発グループが行ったグローバルコンサルテーションに関するサイドイベントに出席をしていただきまして、いろいろな人とコンサルテーションをしながらこのステートメントをつくり上げ、日本としての基本的な考え方を、時間の制約はございましたけれども、発表させていただいたものでございます。

もう一つは、ヘルス・アンド・ディベロップメントと称しまして、安倍総理にも御出席をしていただいて、岸田外務大臣の議長のもと、ヘルスに関するサイドイベントをやりました。ヘルスについては、今回の国連総会の日本からのメッセージでアクセントを置かせていただいたその狙いは、いろいろな重要な問題はほかにもございますけれども、ヘルスの問題に関する政府間プロセスはジュネーブが中心。ニューヨークの国連外交団はヘルスに余り関心がないし知見もないということで、日本が主導してこの重要なヘルスの問題についてニューヨークの場で意識を高め、議論をキックオフすることを念頭に置いて、あえてこの9月には総理、外務大臣に、ヘルスにアクセントを置いて発信をしていただいたということでございます。

その際に、MDGs 特別イベントは、成果文書（outcome document）というものを発表いたしましたして、いろいろなことが書いてございますけれども、一番重要な点は、ポスト 2015 開発フレームワークの今後のスケジュールについて合意したこととございまして、中期的な話をすると、政府間交渉は来年の秋から始める。来年の末には、事務総長の統合報告書（synthesis report）というものを出す。2015 年の前半に政府間交渉をやって、最終的には 2015 年9月の首脳会議でポスト 2015 開発目標について合意するということが正式に決まったということでもあります。

相場観からすると、当たり前なことではないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、これ一つ合意するだけで大変な時間と労力を要したということでございまして、これからポスト 2015 に向けて極めて複雑なプロセスが進んでいきますので、私あらゆる機会に申し上げておりますけれども、サブスタンスについてどう整理をして発信をして交渉するかということは非常に大切ですが、それは事柄の半分。もう半分は、プロセス管理をしっかりやっていくことだと思っております。

プロセス管理という点からすると、まとまった資料は配布の「ポスト MDGs」と一番上のところに書いてある、非常に複雑なフロアプランのようなマトリックスがございまして、それを見ていただいたらいいのですが、一つ最新の状況だけ付言させていただきます。政府間交渉が来年の秋から始まるということで、では来年の前半は何が起こるかということだけ付言をすると、今、リオ+20 のフォローアッププロセスということで、ファイナンス委員会と SDGs オープンワーキンググループが動いておりますけれども、これに加えてアッ

シュ総会議長が来年前半相当な回数のテーマ別（thematic）の討論とハイレベルイベントを総会でやるということを決断して発表いたしましたので、SDGs オープンワーキンググループ、ファイナンス委員会に加えて、総会議長主導のプロセスが来年の秋の総会に向けて動き出していくということが新たな動きとしてございます。

今後、皆様よく御承知のとおり、どんな開発関係の会議に出てもポスト 2015 年開発アジェンダの話というのは出てきまして、このプロセスの紙は今後どれぐらいの頻度で改訂していくのかなというぐらい加速度的に複雑になっておりますが、我々としてもありとあらゆる機会を捉えて、世界の貧困撲滅のために、そして持続可能な開発をそれにうまい形で統合していけるように尽力していきたいと思っておりますので、皆様からも御助力をいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） NGO 側から何か発言されたい方いらっしゃいますか。

では、堀内さん。

●堀内（国際協力 NGO センター） 国際協力 NGO センター調査提言グループの堀内と申します。

飯田課長、先ほどの報告をありがとうございました。このポスト MDGs、ポスト 2015 年開発目標に関しては、NGO と外務省の間で 2012 年 3 月より NGO・外務省定期協議会のスピンオフとしてポスト MDGs に関する意見交換会というのが複数回開催されております。また、直近では 11 月に NGO と外務省のポスト MDGs に関する意見交換会というのが開催されまして、今月後半にも予定されておりますところ、引き続き NGO と外務省の活発な意見交換会というのを期待しております。

また、今後、先ほど御紹介ありましたようにいろいろなプロセスがあるということで、折に触れましてそういった意見交換会、そして NGO・外務省定期協議会においても議論の還元ということを期待しておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 報告事項の 3 番「女性・平和・安全保障に関する行動計画策定の市民参加の進捗状況」といたしまして、田中さんからお願いします。

●田中（文京学院大学） 文京学院大学の田中です。

資料は、1 枚紙の報告と、外務省のほうでご用意いただいた「女性・平和・安全保障（WPS）に関する安保理決議と『行動計画』」。行動計画策定プロセスについての資料です。

表題からはわかりづらいかと思うのですが、これは 2000 年に決議されました国連安全保障理事会決議 1325 号に基づいた、国別行動計画策定に市民参加の枠組みについてです。7 月の第 1 回 ODA 政策協議会において、私どものほうから市民参加について協議の要請をしまして、その後どうなっているかという点から、経過報告をします。

現在まで 9 月と 10 月に 2 回にわたって意見交換会が開催されています。第 1 回目には約

50名、第2回目には約40名の参加があり、非常に多くの市民の方の関心を寄せています。その後、骨子案について少人数グループで会合を持つことが合意されました。資料の真ん中あたりにあります（ア）～（カ）のルールを決めて、第1回目の少人数グループ会合を11月22日に開催したところです。

私ども市民側としましては「1325NAP 市民連絡会」というものを結成しまして、その中に5つのワーキンググループをつくっております。1つ目が、ジェンダー・ベースド・バイオレンスとリプロダクティブヘルス及びライツ、2番目が、国際協力と人道支援、3番目が東アジアの安全保障、4番目が参加メカニズム及びモニタリング評価指標、5番目が自衛隊、PKO、警察ということで、このワーキンググループごとに活動をしています。今後はそれぞれのワーキンググループを中心に勉強会ですとか、一般に周知するような会合を持ちたいと思っております。

きょう、最後に課題として、意見交換会の地方開催、また少人数グループ会合への首都圏外からの参加者の交通費の支給について課題として残っているということなのですが、地方開催につきましては、実際に首都圏外の方で、非常に関心が高い沖縄からも沖縄 NGO センターの玉城さんが来てくださっていますので、直接お話ししたいと思えます。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 玉城さん、お願いします。

●玉城（沖縄 NGO センター） 初めまして。沖縄 NOG センター、玉城直美と申します。

なぜ私がこの場にいるかといいますと、仕事の中で NGO 相談員というものをさせていただいております。市民の皆様から国際協力であったり ODA の質問に答えるということと、沖縄の地域の中の NGO をサポートしていくということが役割なのですが、8月あたりから 1325NAP に関しまして市民の皆様からの問い合わせを受けまして、恥ずかしながらそこから私自身も勉強をし始めたということがあります。

それで、9月10日に勉強会を初めて行いました。沖縄の中でもそれを専門とする研究者などもいませんでしたので、県外からお招きし、国際的な行動計画がどのようになっているのかということも初めて私たちも学び、とても感動しまして、それがさらに市民参画ができる可能性があるということで、ぜひ沖縄の地からそれをやってみたいという市民の意見を受けまして、ならば NGO センターとしましては、市民とそういう国際協力であったり ODA を結ぶものとしては何かお手伝いができますということで、今、事務局的な役割をさせていただきます。

9月10日の勉強会には、実は地域の研究者であったり NGO 関係者、女性団体の方々がいらっしゃってくださいましたし、沖縄の地方新聞記者さんもお見えになりました。9月18日の東京での意見交換会に関しましても、沖縄のほうから地元の新聞記者及び NGO の関係者が2名参加しております。それを受けまして、沖縄でさらに意見交換会の可能性が出てきたということで、今、継続的に話し合いをしている最中ですので、今回はこの意見をこちらのほうに上げに来ました。

○川口 ありがとうございます。

それでは、ただいまの NGO 側の発言に関し、外務省側から和田主任外交政策調整官、お願いいたします。

○和田（幸） 総合外交政策局総務課で主任外交政策調整官をしております和田でございます。よろしくお願いいたします。

私の前任、熊谷が前々回、前回出席させていただいたと思いますけれども、その中でも本件について御議論いただきまして、御議論を踏まえまして、まずは一つは名称につきまして「女性・平和・安全に関する『行動計画』」が「安全」ではなくて「安全保障」ではないかという御指摘もいただき、それも踏まえまして今「女性・平和・安全保障に関する『行動計画』」という名称にさせていただいております。

市民社会の方々の御参加につきましても、この場でも御議論いただき、また市民社会の方々からもいろいろ御要望いただきまして、それを踏まえて、余り前例のないような試みかとは思いますが、これからパブリックコメントに付すこととなります行動計画を、その案を作成する段階から市民社会の方々にも入っていただきまして、市民連絡会、市民社会の方々におかれましては連絡会も構成されまして、今、具体的に行動計画の案の検討を開始したところでございます。先ほど田中さんから御紹介ありました少人数グループ会合の第1回会合におきまして骨子案（第2稿）というのをお配りして、それに対するコメントをいただきました。

次回の少人数グループ会合は、今のところ今月にも行いたいと思っております、それまでに、今度は計画案の案文の第1稿という形で議論をさせていただきたいと今、考えておまして、次回の会合前に、できるだけ早い段階で少人数グループの会合に参加されている方々には共有をさせていただいて、しっかりした議論をしていきたいと考えております。

きょうの資料の中にあります課題についてでございますけれども、沖縄を初めその他首都圏以外の地域の方々からも意見交換会の開催の御要望をいただいております。これについては、今、どこでできるのかどうか引き続き検討させていただいておりますので、実現できればいいなと個人的には考えておりますけれども、そこもまた引き続き検討させていただければと思います。

もう一つの少人数グループ会合に首都圏外から参加される方への交通費の支給につきましても、同じく検討を進めておりますので、この段階で結果をお伝えすることはできませんけれども、引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上です。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） それでは、加藤さん。済みません、手短に。

●加藤（関西 NGO 協議会） 関西 NGO 協議会の加藤でございます。

今回、少人数グループに関西地域からお二人参加をされております。私どもの関西 NGO 協議会の方からも一人参加をしております、関西地域でも非常にこの件関心が深い。地域で活動をしながら、課題に根差してこの件について意見を言いたいという方々が多くお

られるように私も拝察しております。

関西地域でも、できましたら意見交換会をやりたいと思っておりますし、私どもネットワーク NGO でするので、いろいろなところにもまたお声がけをして、豊かな会をできるようにしたいと思っておりますので、ぜひ御検討いただいて御一緒にさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○川口 ありがとうございます。

それでは、報告事項ということですので、特になければこれにて終了とさせていただきます。

次に、本日は NGO 側から、これまでの議題以外に質問がある旨の事前連絡をいただいております。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） では、加藤さん、お願いします。

●加藤（関西 NGO 協議会） 改めまして、関西 NGO 協議会の加藤でございます。

私のほうから 1 点でございます。ODA 大綱の改定について、御検討の状況はいかがでしょうかということでございます。

この件に関しましては、私どもも御一緒にさせていただいた 09 年からの ODA のあり方検討の最終案の中でも触れられていたことでもありますし、ポスト MDGs 等国際的な援助政策の流れに対して日本の ODA 政策はどういうふうに関に回答していくのかという意味合いもあります。また、この ODA 政策協議会でも再三私ども話題にさせていただいて、特に NGO 側としては、前回の ODA 大綱の改定 2003 年、あるいは中期政策の改定 2005 年。このプロセスはいい点いろいろあったなと思っておるのですけれども、こういったものをより伸ばした形で、透明性がある参加型の改定プロセスができたらいいのではないかと。また、プロセスも今、運用されている ODA 大綱の評価、あるいは検討の段階から前広にコミットメントをしていけるようなものであればいいな。そういったことも、るる述べさせていただいておりますけれども、そんなことも踏まえながら、現状どういう感じになっておるのか、また、どういうふうにお考えなのかというのを聞かせいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○川口 ありがとうございます。

それでは、ただいまの NGO 側の質問に関し、外務省側から和田大使、お願いできますでしょうか。

○和田（充） ありがとうございます。

御指摘のとおり、ODA 大綱については、ODA のあり方検討の中でも ODA 大綱の改定を検討することになっているところがございますが、その後政権交代があったり、新しい今の安倍政権のもとで、ODA についても保健だとか女性だとかいろいろ新しい動きも出てきております。そういう中で、現時点で ODA 大綱改定に関して外務省の中でいろいろ部内的な議論・検討はありますけれども、現時点で何か改定をすとかしないとか、そういう意思決定と

いか方向性はまだ出ておりません。

せっかくこういうお話をいただいて、プロセスについてきちんと市民社会を巻き込んだプロセスにせよというお話をいただきましたけれども、ODA 大綱のサブスタンスについて、こういうふうに変えるとよりよい大綱になるのではないかとかいうことについて、現時点でもし市民社会の側、NGO の側として御意見があれば我々も伺っておくことは意味があるかもしれませんので、時間がそんなにないとは思いますが、もしお考えがあれば教えていただければと思います。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 何かコメントなり。余り時間もありませんので一言ですが、では、高橋さん。

●高橋（ODA 改革ネットワーク） ありがとうございます。

今の和田さんの発言の中で、「サブスタンス」についてという御意見があったのですが、なかなか私たちもまだサブスタンスについて考えられるような状況に今まだありませんので、むしろプロセスについて一言言わせていただいてもよろしいでしょうか。

過去これまで非常にいい形で、大綱の見直しや長期政策も策定もしてきました。ですので、もし見直しがあれば、ぜひ、そこから最低限後退はしない、パブリックコメントのあり方にしても公聴会のあり方にしても、今の時点で和田さんのほうから一言でもいただけないでしょうか。

○川口 いかがでしょうか。

○和田（充） ありがとうございます。

ODA 大綱については先ほど申し上げたとおり、現時点で変えるとか変えないとか決まっていますけれども、仮に将来そういうことをやる時には、当然のことながら市民社会の皆さんの声というのは聞くプロセスは適切にやっていかないといけないと考えております。

ただ、具体的にどういう形でやるとか、どういうふうにするかということについては、実際にそういうことを決めた段階でまた考えることになると思いますので、後退とか前進とか、何をもって後退と考えるのかとかいろいろ難しい議論があるのかもしれませんが、いずれにしても市民社会の皆さんとの対話というのはきちんとやっていきたいと思っております。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） では、質問事項は終わりにして、最後に閉会の挨拶としまして、西井さんからお願いします。

●西井（名古屋 NGO センター）名古屋 NGO センターの理事長の西井です。よろしくお願いいたします

司会の方の順調なとか巧みなさばきで、時間どおりに議事が進行していることをまず喜びたいと思います。

きょうも3つの協議題と報告事項3つ、合計6つの、それから質問事項も合わせて7つの事項の議論、報告をしましたけれども、非常に外務省側、NGO 側からそれぞれ有効な意

見なり、それに対する回答、質問といったものが出されまして、有効な議論、言葉のキャッチボールができたと思います。

NGO 側からも幾つかの意見、提案をいたしましたけれども、それに対しても否定的なお答えは外務省からは余りなかったような印象を受けますし、提案に関しても、これから検討しますとか、ぜひ皆さん NGO の意見も出してくださいというようなお答えもあつたりしまして、この協議会が有効に機能しているなというようなことを感じました。

特にきょうは、アフリカに関する案件が3件ありましたし、女性にかかわる案件、議題もありました。その中で頻繁に出てきた言葉が、情報の共有と申しますか、どのようにして情報を得てそれを共有するのかというようなことが、共通の関心事項として挙がったかと思えます。特に現場に立った、現地の住民の視点に立った情報をいかに収集し、それを ODA 政策なりに生かす、あるいは ODA の案件の改善にどう生かすかというようなことが繰り返し協議会の提案者の方からお話がありました。外務省のほうからも、ぜひとも NGO の持っている情報あるいは知見なりを提示してもらいたい。それをまた ODA 政策、あるいは現場での事業の改善につなげたいというようなお話もありました。ぜひこのプロセスを今後も継続していただければと思います。

途中でコーディネーターの谷山さんからもちょっと触れましたけれども、治安に関する情報というものをどういうふうに共有していくかということに関して、最近成立しました秘密保護法との関係も出てくるのかなとやや思いますけれども、やはりこの協議会においては、私たち NGO 側からも可能な限りの情報の提供をするし、外務省のほうからも可能な限りの情報の提供をしていただきながら、今後ともこの協議会の質を落とさないように、それぞれの情報を共有し合いながら ODA 政策をよりよいものにする、あるいは ODA の案件そのものをよりよいものにするための情報に関しては、可能な限り垣根は設けないというような形でこれから先も協議を続けていただければなと希望します。

きょうの報告事項の3番目のところで、沖縄 NGO 協議会の玉城さんが少し発言されましたけれども、来年の2月か3月くらいに予定されていますが、第3回目の ODA 政策協議会を沖縄で開催したいと私たち考えておりまして、ぜひそれに関しても、外務省におきましても前向きに検討していただいて、実施の方向で進めていただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども最後の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○川口 どうもありがとうございました。

一つお知らせですけれども、当室でつくっております「国際協力と NGO（外務省と NGO のパートナーシップ）」というパンフレットを先般改訂して、出口のところにございますので、よろしければお持ち帰りいただければと思います。

それでは、これにて本年度 NGO・外務省定期協議会第2回「ODA 政策協議会」を終了したいと思います。

皆様、本日はどうもありがとうございました。